

改正後	現行
<p data-bbox="280 209 1016 240">奈良県胃がん検診（胃部エックス線検診）実施要領</p> <p data-bbox="219 288 275 320">（略）</p> <p data-bbox="203 363 488 395">9. 個人情報の保護</p> <p data-bbox="237 403 1102 879">この検診により業務を担当したすべての関係者は、<u>「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」</u>、<u>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」</u>等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。</p> <p data-bbox="219 927 275 959">（略）</p> <p data-bbox="219 1007 309 1038">（附則）</p> <p data-bbox="237 1046 1072 1078">この改正後の要領は、令和3年12月10日より施行する。</p> <p data-bbox="219 1086 315 1118"><u>（附則）</u></p> <p data-bbox="237 1126 1028 1158"><u>この改正後の要領は、令和 年 月 日より施行する。</u></p>	<p data-bbox="1218 209 1955 240">奈良県胃がん検診（胃部エックス線検診）実施要領</p> <p data-bbox="1153 288 1209 320">（略）</p> <p data-bbox="1137 363 1422 395">9. 個人情報の保護</p> <p data-bbox="1171 403 2058 791">この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日 法律第57号）」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省老健局長通知）等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。</p> <p data-bbox="1153 927 1209 959">（略）</p> <p data-bbox="1153 1007 1243 1038">（附則）</p> <p data-bbox="1171 1046 2007 1078">この改正後の要領は、令和3年12月10日より施行する。</p>